

社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会（以下本会という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員には、勤務形態等に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 本会会長（以下「会長」という。）については、月額50,000円を報酬として支給する。

(2) 会長以外の理事及び監事については、報酬を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、役員には社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会役員の費用弁償に関する規程（以下「費用弁償規程」という。）第2条第1項に規定する費用弁償を支給する。

3 役員が会務のため旅行する時は、費用弁償規程第2条第2項に基づき旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 会長に対する報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を支給日とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は令和元年7月1日から施行する。